

「カロナシ」防止、労働基準法の労働時間規制の堅持を求める意見書

昨年6月、日本経団連が「ホワイトカラー・イグゼンプションに関する提言」を発表し、年収400万円以上のホワイトカラーへの適用を求めた。今年6月発表の「日米投資イニシアチブ報告書」にも、米国からの要請として同制度の導入が明記されている。

今でも残業代自体が現行法どおりに支払われていない実態がある。厚労省が先月行った電話相談では、賃金不払い残業が1,022件（昨年度852件）あり、4割以上が賃金を全く支払われていなかった。1カ月で100時間以上残業したケースが135件もあり、1日8時間、週40時間の規制がなくなると、サービス残業が蔓延するのは明らかである。

総務省の調査では、労働時間は、1993年度、週35時間未満が18.2%、週60時間以上が10.6%だったのが2004年度にはそれぞれ5.4ポイント、1.6ポイントずつ増加している。また、労働時間の長期化などは健康状態にも影を落とし、社会経済生産性本部の調査では「この3年間に心の病がふえた」という企業が、02年の48.9%から06年は61.5%にふえた。大半はうつ病と神経症だという。

労働時間の規制がなくなれば、1日24時間働かせても合法で、残業代を払わなくてよい。健康上の問題が生じるのも必至である。業績を上げるために長時間労働を余儀なくされ、生活も苦しくなる。「カロナシ」やメンタルヘルス問題は悪化し、少子化も深刻化しかねない。使用者が時間管理の責任を負わなくなるので過労で倒れても、安全配慮義務という使用者責任を追及できなくなるおそれがある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、労働基準法第32条、同37条を堅持し、「カロナシ」防止やメンタルヘルス問題の解決に全力を挙げることを強く要請するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石井良司